

NPO法人おかやまUFE

ウーフェ

おかやま「UFE」(ウーフェ)の由来

UFEとは、イタリア語で次のことばの頭文字

Utenti 当事者、障がいがある当事者

Familiari 家族、その当事者家族

Esperti 専門家

イタリア・トレント精神保健局では、**専門家された当事者とその家族**の意味で「UFE」と表し、**精神障がいがある当事者が地域で暮らし続けるための支援活動を行っています。**

NPO法人おかやまUFE設立の経緯

精神障がい者の地域移行の先進地イタリア

- イタリアでは1978年に精神科病院の廃止を内容とした第180号法（通称バザーリア法）により、新たな精神科病院の建設、精神科病院への新規入院、そして1980年末以降の再入院が禁止され、原則、予防・医療・福祉は地域精神保健サービス機関で行い、治療は患者の自由意志のもとで行うものとされました。

誰もが地域で暮らし続けるために

- 日本では、精神科病院に多くの長期入院患者がいます。
- 退院が可能な状態であっても地域に帰ることができない。家族が受け入れられないため退院できないなど、いわゆる社会的入院の方が少なくありません。
- 少しでもこのような状況無くしていこうと、イタリア・トレントの取組を勉強しようと、おかやまUFEのメンバーが誕生しました。



第180号法(通称:バザーリア法)

- イタリアの精神科医フランコ・バザーリア氏が中心となって制定
- 精神科病院の入院患者を退院させ、地域で受け入れ、地域でともに暮らすことを目指している。

NPO法人おかやまUFEの事業補助・助成金

名称	特定非営利活動法人おかやまUFE	理事長	水谷賢 弁護士法人岡山パブリック法律事務所 所属弁護士
設立	平成27年5月1日	住所	700-0921 岡山市北区東古松4丁目4-22サクラソウ501号室
目的	疾患や障がいがある人々に対して、患者やその家族と共に、その専門性を生かして、医療、福祉、居住、就労等の支援事業を行い、もって、疾患や障がいがある人々とどまらず、すべての人が安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会の形成に寄与すること。		
主な事業			

○よるカフェうてんて

障がいのある方が不安になりやすい土日の夜、誰もが気軽に集まれる場所として、「よるカフェ『うてんて』」をオープン

コロナのため
活動休止中



○住まいと暮らしのサポートセンターおかやま(居住支援法人)

- (国土交通省「多世代交流型住宅ストック活用推進事業」平成29年度より3年連続事業採択、
「居住支援活動推進事業」令和3年度 4,300千円、岡山市居住生活移行支援事業 令和3年度 3,000千円)
- ・住まいや空き家の活用に関する相談や、高齢者や障がい者など住まいが見つからずお困りの方への総合相談窓口。
 - ・医師、弁護士、社会保険労務士、社会福祉士、精神保健福祉士、宅建士等の専門家が対応。

○一時的な居住を必要とする方への(シェルター)事業

- ((公財)橋本財団 2021年度2,000千円)
- ・DVや虐待などの緊急保護が必要な方など、緊急一時的に避難して生活できる場所として、賃貸住宅の空室を借り上げて運営。
 - ・年齢や性別にかかわらず、必要な方はどなたでも利用可能
 - ・必要に応じて、相談への対応、自立へ向けたサポートなども実施

○うてんて食堂・あおば食堂

- (令和3年度 第3回赤い羽根 子供と家族への緊急支援活動助成事業 146千円)
- ・住まいと暮らしに困りごとを抱え、孤立しやすい、地域で暮らしているすべての方(高齢者、障害者、刑余者、被災者、ひとり親世帯、生活保護受給世帯など)を「地域居住定着要支援者」と定義。
 - ・地域居住定着要支援者が、地域住民の1人として、日常生活上の様々な困りごとを抱えつつも、地域住民や支援者とのつながりや支え合いの中で暮らし続けられる地域づくりを目指す。

津山あおば食堂は、
活動休止中



○うてんてからはじまるみんなの助け合い事業 (フードバンク拠点事業)

- ・住まいや暮らしに困りごとや悩みを抱えながら暮らしている方の「暮らしの安定」につながる取組の1つとして、フードバンクや食品ロスの取組を行う企業や団体と協力し、食材等を必要とする方につなげていく事業を実施。(衣類や靴、日用品、未使用の衛生品等も含。)
- ・高齢農家さんや趣味で野菜をおつくりの方など、食材を提供いただける方との連携・見守り支援等(互助活動)の実施。

よるカフェうてんて

コロナ感染防止のため
よるカフェ活動休止中



名称	よるカフェ「うてんて」(2016年8月オープン)
住所	岡山市北区東古松2丁目2-9 うてんて
営業時間	土・日・祝日の18時～21時

名前の由来

「よる」：「夜」と「寄る」

「うてんて」：イタリア語の「Utenti」

概要

- 統合失調症やうつ病など精神障害のある人が気軽に立ち寄れる場所として立ち上げ
- 土・日曜と祝日のいずれも夕方から夜にかけて運営
→ この曜日・時間帯は、病院が開いておらず、また事業所等も開いていないことが多く、不安になることも多い時間帯であるため、その隙間を埋めるためにこの事業を開始
- 精神疾患や障害のある当事者やそのご家族等がマスターとなって事業を展開
- 店内ではコーヒーや紅茶、当事者オリジナルジュースなどのドリンクを100円で提供
- 精神疾患の経験のある方やその家族による相談対応も随時受付

建替え工事も
無事に終了！



おまたせしました。
再開しますよ！

よるカフェうてんて

よるカフェうてんては、土日祝の18時～21時の営業です。
どうぞ、くつろいでいってください。



ドリンク1杯 ALL 100円

こんな「夜」にお越しください。

おいしいジュースやコーヒーが飲みたいとき
なんとなくさみしいとき
ちょっとお話しをしたいとき
なんとなくふらっと
ちょっとゆっくり休みしたいとき
なんとなく不安なとき etc

お越しの際には、①マスクの着用、②手の消毒、③検温検査の
感染症対策にご協力をお願いします。

国土交通省 スマートウェルネス住宅等推進事業（一般財団）
「うてんて」から進むまちづくり事業～誰もが安心して暮らせる未来への一
歩で事業を行っています。

住 所：岡山市北区東古松2丁目2-9 うてんて101
営業時間：土・日・祝日 18時から21時まで



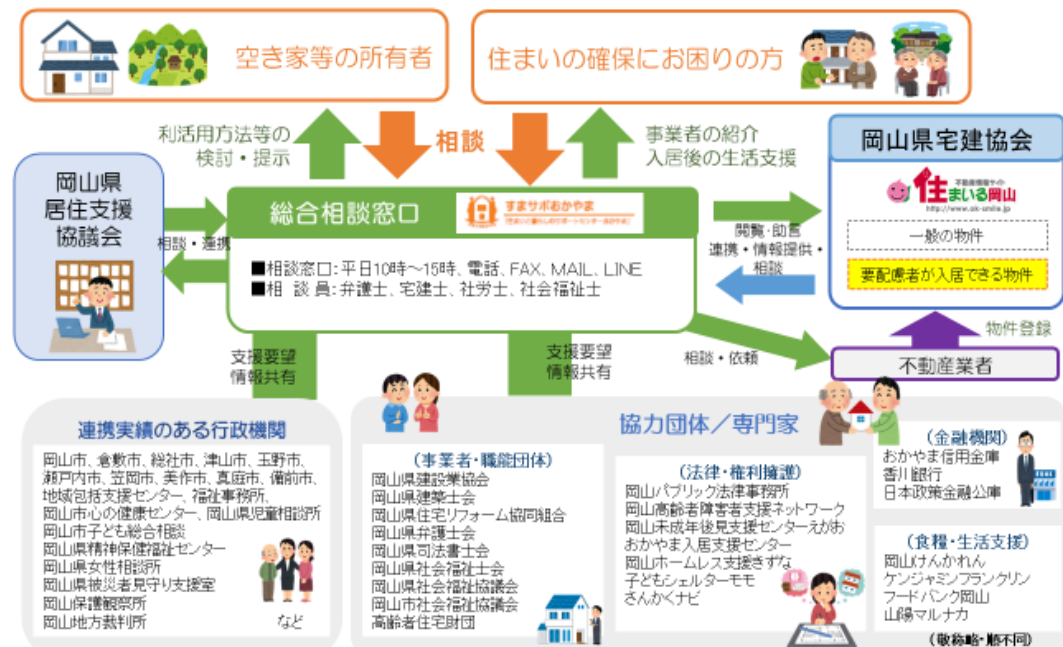
住まいと暮らしのサポートセンター おかやま

- 岡山県の空き家数は全国9位、増加率は全国2位であり、空き家問題が深刻
- 特に県東部や県西部の空き家率は約25%と高く、これらの地域の高齢化率は約40%
- 高齢の空き家所有者は空き家の利活用意欲が低く、放置されることも少なくない
- 一方で、岡山市の特養待機者は6千人を超えるなど、住まい不足は深刻

- 高齢者等が所有する空き家又は今後空き家となるおそれがある住宅の利活用と住宅確保要配慮者の住まい対策を両立
- 岡山県宅建協会を中心に、多様な専門機関が連携
- 住宅確保要配慮者が入居後のサポート体制を構築し、住宅確保要配慮者向け住まいとして活用されやすい環境を整備

- 岡山県居住支援協議会と連携し、おかやまUFEと岡山県宅建協会等を中心とする相談体制を実施
- 相談内容に応じて、住宅に関係する専門家の団体の他社会福祉や、銀行、弁護士事務所等の多様な専門家が助言
- 常設の相談窓口及び月1回岡山市社会福祉協議会と岡山県宅建協会と連携した無料相談会を開催
※別紙参照

- 仲介業者や物件所有者からの住宅確保要配慮者の入居に関する相談や入居後のサポート体制を構築し、入居後の退去リスクを軽減し、賃貸人の不安を解消
- 入居者の状況変化に応じた適切な住まいを提供



相談窓口の概要

2021年2月
「うてんて」リニューアル

1. 概要

名称	住まいと暮らしのサポートセンターおかやま(すまサポおかやま)
所在地	岡山市北区東古松2-2-9 うてんて102号室
窓口対応	平日10時～15時まで（FAX、E-mailは24時間受付）
相談対象	○住まいや空き家の活用をご検討の方 ○高齢者や障害者など、自ら住まいの確保が難しい方
相談内容	【住まいの活用】 空き家の活用、住み替え、リフォーム、売買等 【住まいの確保】 住まいに関する相談、入居後の生活に関する相談



2. 相談員

資格	氏名	所属
弁護士	水谷 賢	岡山パブリック法律事務所 春日町本部
弁護士	井上 雅雄	岡山パブリック法律事務所 倉敷支所
弁護士	小堺 義弘	岡山パブリック法律事務所 津山支所
弁護士	木島 紗千恵	岡山パブリック法律事務所 津山支所
精神科医	大森 文太郎	万成病院
精神科医	山本 昌知	元精神科診療所こらーる岡山
行政書士	大淵 卓子	行政書士大淵法務事務所
社会保険労務士	北山 克幸	社会保険労務士きたやま事務所
精神保健福祉士	長崎 和則	川崎医療福祉大学（教授）
権利擁護	鈴木 静	愛媛大学（教授）
宅地建物取引士	阪井 ひとみ	阪井土地開発株式会社
マンション管理士	藤井 操一郎	阪井土地開発株式会社
宅地建物取引士	永松 千恵	阪井土地開発株式会社

3. 主な連携団体

分類	団体名
関係団体(住宅)	岡山県宅地建物取引業協会 高齢者住宅財団 等
関係団体(福祉)	岡山県社会福祉協議会 岡山市社会福祉協議会 総社市社会福祉協議会 津山市社会福祉協議会 等
NPO法人	岡山高齢者障害者支援ネットワーク おかやま入居支援センター 子どもシェルターモモ さんかくナビ フードバンク岡山 等
民間企業	おかやま信用金庫 香川銀行 ケンジャミン・フランクリン JA岡山 等
行政	岡山市、倉敷市、総社市、津山市 7 等

ポイント1

空き家の利活用に関連する様々な悩み に対応するための体制づくり

(現状)

空き家の利活用は、改修やリフォームなど「建物」に関する支援が中心

(課題)

- ・ 利活用するためには、所有者の家財や残置物の整理が課題となることも
- ・ 高齢所有者が多く、相続、認知症、住替支援などの課題を一体的に解決する必要性も

ポイント2

地域が一体となった住宅確保要配慮者の 住まいを確保するための体制づくり

(現状)

理解のある有志の団体・事業者が個別に支援

(課題)

- ・ 相談者の属性や相談内容によっては、相談を受け付けた団体・事業者では解決できないことも
- ・ 担当者の異動や事業者の経営判断によって、対応可否が変化することがあり、長期的には不安定

住宅・福祉・司法等、多様な業種の団体・事業者が連携する支援体制の整備

総合相談窓口がニーズを把握し、対応できる機関につなげることで、1団体では対応が難しかった複雑な相談でも、迅速に適切な支援につなげることが可能に

業界団体の連携による「支援体制」として整備することで、住宅確保要配慮者への支援に理解のある事業者を地域で充実し、将来につながる支援体制づくりへ

【すまサポ】入居前から契約に至るまで、入居後の支援

協力機関

すまサポ
おかやま

不動産会社

1 住まい探しの
相談

2 状況確認
意見照会

4 住まいの
提供を依頼

必要に応じて

・情報共有
・相談・助言
・専門家・協力
団体を照会

5 物件探し

6 入居申込
入居審査

7 重要事項説明
契約手続

8 新たな
住まいに入居

入居後は情報を共有し、連携して生活を支援

■物件探し～契約に至るまで

⑤物件探し
【身元確認】

- ・入居申込者の支援体制の状況を確認する。
- ・本人のために不足していると思われる専門家がいたら、協力団体をお願いをする。
→地域医療・保健・福祉等の支援者と連携

⑥申込・審査
【身元保証
収入確認】

- ・家賃扶助・生活保護受給等行政サービスを受けている者や、医療や福祉とのつながりが必要な者の場合には連携を図り、情報共有を行う。
→地域医療・保健・福祉・行政等と連携

⑦説明・契約
【金銭保証】

- ・金融等の金銭トラブルやレンタルビデオ、携帯電話通話料等の踏み倒しがなければ、審査の承認を得やすい。
- ・緊急連絡先の確保が必要。
→家賃債務保証会社、支援者と連携

⑧入居

- ・契約審査は、所得確認や保証人などは定型
- ・入居契約までの流れにおいて必要な関係機関との連携を図る中で支援体制を構築し、入居後の生活支援等を継続的に実施。
- ・入居後は関係者で情報を共有し、各団体の役割の範囲で必要な支援を実施。
- ・将来、本人が住み替えを必要としたときも、抱え込むことなく、この連携体制の中で解決を図る。

転居する事情の発生

Step1 住まいの確保

Step2 暮らしの安定

Step3 地域への定着

健康上の理由

金銭面の理由

家族や近隣等の関係上の理由



医療(病院地域連携室)、訪問看護(Ns、Psw)、介護(ケアマネ、ヘルパー等)



福祉(福祉事務所、社会福祉協議会、等)



行政(福祉事務所、保健所、地域包括ケア、民生委員、自治会等)、NPO法人、社会福祉法人、



出典: 平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書

個人が尊厳ある生活を地域の中で送るためには、居住環境が整備された住宅を個人が選択できることが前提となる。【地域包括ケア研究会報告書(厚生労働省)】

Step1 住まいの確保

- 「暮らしの安定」のためには、医療・介護のほか、様々な福祉サービスがあるが、その多くは「住まい(=住所)」があることが前提
- 本人が住みたい場所、安心・安全に暮らし続けられる住まいを確保することが「暮らしの安定」に向けた「一丁目一番地」

Step2 暮らしの安定

- 住宅確保要配慮者が安心・安全に暮らし続けるための様々な福祉サービスの存在
- 支援者は、利用者の健康状態や意向、家族の状況などを随時把握
- 体調の変化があり、一時的に入院等される場合には、事前に管理会社に連絡したほうが良いケースも。
- 自立に向けた日中活動(A型事業所やB型事業所・デイサービス)

Step3 地域への定着

- 地域との助け合いや関わりは、お互いを理解し、生活の質を豊かにするきっかけに
- みんな食堂や地域活動に参加し、自分の存在を知ってもらう地域活動に参加し地域一員に

○民間賃貸住宅を借りるためには、連帯保証人又は緊急連絡先の確保が必須

○「暮らしの安定」の支援の利用者には、保健師、ケースワーカー、ケアマネなどの担当相談員が存在

➡ これらの支援者が緊急連絡先となる場合もあるほか、入居後の状況把握や緊急時の対応方法の相談など、支援者との連携により安心して住まいを提供することが可能に

不動産×福祉×行政の連携による住宅斡旋体制

○要配慮者への住まいに関する課題に地域全体での取り組みを進め、要配慮者に住まいを提供する不動産業者の充実を図る。
○住宅セーフティネット制度（登録住宅や居住支援法人）の活性化を図ることで、空き家等の流通の促進と要配慮者等が住みたい場所で暮らせる地域づくりを可能とする。

■現状（課題）

- 自宅の売買、賃貸物件への入居などの場面では、「相続時の権利関係が複雑」、「所有者と家族とのトラブルがある」、「介護や支援が必要」等、何かしらの課題を抱えているために、売買や利活用を妨げている場面が少なくない。
- 要配慮者の住まいに関する様々な取組があるが、多面的・重層的な課題を抱える相談に対して、十分に対応できないことも少なくない。このため、相談者（不動産業者、支援者、入居者等）にとって信頼できる相談先として認知されていない。

【新】「住宅と福祉の関係団体における相互交流による相談会」の開催

（概要）

- 住まいに関する無料相談会の新たな実施形式として、岡山県宅建協会と岡山市社協内で相談窓口を開設
- 住宅と福祉の関係団体がお互いの拠点において相談活動を行うことで、関係団体間の相互交流や実践力向上、ワンストップでの課題解決を可能とする。

（相談会開催場所）

- 場 所：岡山市役所会議室（岡山市北区大供1丁目1-1）他
- 開催日：毎月第2木曜日 13時～16時まで
- 要予約：086-231-0841 （事前予約者優先）

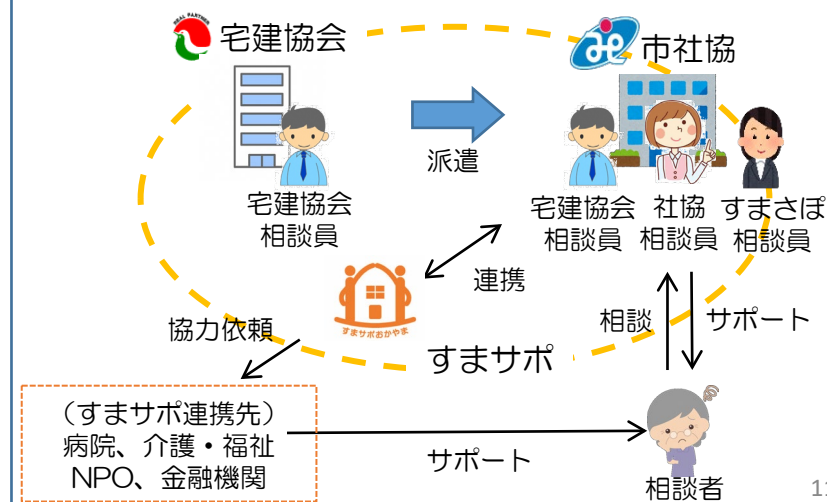
（相談体制）

分野	団体名
住まい	(公社)岡山県宅地建物取引業協会
暮らし	岡山市社会福祉協議会（寄り添いサポートセンター）
コーディネート	住まいと暮らしのサポートセンターおかやま（すまサポ）

（協力）

岡山市都市整備局住宅・建築部住宅課
岡山市保健福祉局保健福祉部保健福祉企画総務課
岡山市保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課

（イメージ）



1. 協力いただける不動産業者の裾野の拡大

(課題)

- ・ 相談のみであれば報酬は得られず、必ずしも自社の収益につながるわけではない。住宅確保要配慮者に対する対応に関する経験やスキルについて、民間の営利法人である不動産業者が獲得するメリットを感じられない。
- ・ このため、相談会への相談員としての参加に賛同してくれる業者は少なく、相談員を担うのは、協会が把握している既に要配慮者の対応をしている特定の業者に限定される。

(対応策)

- ・ より数多くの不動産業者に、行政及び福祉サイドと連携した相談会に参加いただき、住宅確保要配慮者に対する住まいの確保・提供に協力いただけるよう、各支部単位で居住支援活動にかかわる業者を増やし活動に理解を得るために、支部居住支援委員会の設置を検討する。

2. 多様な相談内容に対するワンストップで対応するための専門性の確保

(課題)

- ・ 入居円滑化マニュアルにおいても相談先などの情報量が多く、適切な相談先を選択するには、他分野の専門の技術や知識が必要。

(対応策)

- ・ 多様な相談にワンストップで対応するためには、行政による総合窓口が設置されることが望ましい。

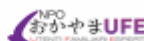
相談会に参加した岡山市（住宅課、生活保護・自立支援課、保健福祉企画総務課）の見解

- 官民間問わず、「住宅確保要配慮者にどれだけの支援が見込めるか」によって、入居の可能性が異なる。
- また、既存の入居者のトラブルなどに対し、福祉関係機関などで対応できる範囲が明らかとなれば、定住に向けた支援に繋げることができる。
- このような相談会を継続することで、個々の不動産事業関係者が福祉関係機関や住宅確保要配慮者の支援者とつながるきっかけとなり、これを通じて、双方の認識が深まり、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することが期待される。

来年度の「住まいと暮らしの無料相談会」の開催にあたっての方向性

- 相談案件は、「住まい」の危うさを感じるようなものは、「早めの相談」を、福祉の支援者側へ促し、早期の対応を目指す。
- 入居円滑化マニュアルについて「福祉支援者向け」用を出版し、不動産業界の商慣習や契約要件等について福祉側の理解を求める。
- 岡山市の市民だよりに定期的に掲載し、相談会の市民への普及を図る。

令和3年度国土交通省居住支援法人活動推進事業



令和3年度
もやいます！

「住まい」と「暮らし」の無料相談会

「住宅」と「福祉」の関係団体における相互交流による相談会開催のご案内

住まいやいつもの暮らしに困りごとを抱えていませんか？



たとえば、

- 今住んでいるおうちに困りごとを抱えている
- 住み替えたいけど誰に相談していいかわからない
- 家族間やお金のトラブルがあって困っている
- 賃貸住宅による近隣トラブルで困っている

など

不動産の専門家
(岡山県宅地建物取引業協会)

福祉の専門家
(岡山市社会福祉協議会)

相談者と支援者を
つなぐお手伝い
(すまサポおかやま)



住まいと暮らしに関する様々な困りごとや悩みに、
不動産のプロと福祉のプロがタッグを組んでご相談に応じます！

無料相談会

開催日 毎月第2木曜日 13時から16時まで

第1回目: 5月13日	第6回目: 10月14日
第2回目: 6月10日	第7回目: 11月11日
第3回目: 7月8日	第8回目: 12月9日
第4回目: 8月12日	第9回目: 2022年1月13日
第5回目: 9月9日	第10回目: 2022年2月10日

相談料 無 料

予約不要 086-231-0841 ※ただし事前予約優先

場 所 岡山市役所内会議室 他
※開催場所については、お問い合わせください。

■相談体制

住まいのこと (公社)岡山県宅地建物取引業協会

暮らしのこと (社福)岡山市社会福祉協議会(よりそいサポートセンター)

コーディネート 住まいと暮らしのサポートセンターおかやま

■協力 岡山市

都市整備局住宅・建築部住宅課
保健福祉局保健福祉部保健福祉企画総務課
保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課

■実施団体の概要

住まいと暮らしの専門家が一緒に相談
に応じます



公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会

公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会(岡山県宅建協会)は、国民生活上重要な宅地建物取引の適正な運営を確保するとともに業界の健全な発展と県民の住生活の安定・向上に寄与することを目的とし、宅地建物取引業法第74条の規定に基づいて昭和42年に社団法人として設立。県内約1300社(県内不動産業者の約70%)の会員で構成され、公共性、社会性を求められる宅建業において、業者同士が協力し合い、研鑽を重ね、健全な業務発展を図るための活動を地域に密着して積極的に行っています。



社会福祉法人岡山市社会福祉協議会

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法に位置付けられている組織であり、地域福祉を推進する中核組織として、全国の都道府県、市区町村に設立。岡山市社会福祉協議会では寄り添いサポートセンターを開設しており、生活、仕事、家計など福祉や暮らしの困りごとの相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。



NPO法人おかやまUFE

住まいと暮らしのサポートセンターおかやま

疾患や障がいがある人々に対して、患者やその家族と共に、その専門性をいかして、医療、福祉、居住、就労等の支援事業を行い、もって、疾患や障がいがある人々にとどまらず、すべての人が安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会の形成に寄与することを目的としています。

お問い合わせ先

営業時間: 10:00~17:00
定休日: 土日祝・年末年始・お盆の期間

(運営) NPO法人おかやまUFE

岡山市北区東古松4-4-22-501

☎ 086-231-0841

Mail sumasapo@utenti.click



事例：住まい確保の対応ケース

○主訴：住まい先について相談したい。

○概要：

- ・30代女性 岡山市北区在住
- ・携帯電話 所持
- ・パート従業員（製造ライン）10年以上勤務
→令和2年5月まで派遣社員で勤務、雇用契約の変更を行う。
- ・収入 100,000円程/月
- ・家賃 37,000円/月
- ・緊急連絡人・連帯保証人 なし
→親族が両親・祖父母他界、兄弟なし
- ・執行日 令和3年5月6日13時 ●●執行官

○生い立ち：

- ・岡山市東区へ住んでいた。県立●●高校卒業前に母親死去、その1年後に父も他界。
- ・●●町に住む母方の祖母へ引き取られるが、仕事がないため1年程度で家を出る。
- ・平成21年1月22日開始の賃貸借契約書の連帯保証人は祖母と祖母の伯父が署名。

→祖母はその翌年、祖母の伯父さんも平成28年に死去。

○家賃滞納になった理由：

- ・派遣社員でもう少し収入がよかったが、令和2年5月1日からパート従業員になってから減収、8月分から家賃を滞納するようになった。
- ・いつかは、出ていくように言われると思っていたが、誰にも相談できなかった。
- ・職場にも相談できる人がいなかった。
- ・令和3年4月19日10時に執行官により、公示書を貼られ、4月23日（金）に法テラスへ相談。その時当法人へ連絡を提案され、同日当法人へ連絡。
- ・クレジットカードで20万円程度食材を購入した借金がある。
- ・預貯金なし。転居するための初期費用もない。
- ・制度利用を考えたことがなく、住宅確保給付金や一時貸付制度の利用等の情報を知らない。（制度利用を拒んでいたわけではない。）

○岡山市北区中央福祉事務所

本人と一緒に生活保護申請の相談をし、同日受付。令和3年4月27日14時に現地調査
→当法人も同席すること。

○令和3年4月27日14時～現状確認

- ・荷物の量を確認に行くが、玄関外から悪臭、内部はゴミ屋敷化。ゴミ屋敷化は3年程前から。
- ・本人は資源ごみの出し方が変わったといっているが、場所も曜日も変更なし。誰かから注意されたことからゴミが出せなくなった。
- ・専用部(室内)及び共用部に無数のゴキブリやコバエ等を確認するがその中で暮らしていた。
- ・ゴキブリ等死骸を踏みつけながら本人玄関先で応対するが、居室内確認。
- ・内部確認し、冷蔵庫や電子レンジ洗濯機や小机、テレビなど持参するというが、全て汚れており、かつ稼働していないものもある。
- ・最低限の必要な荷物をまとめるように指示。

○居室内確認後、生活保護CWと相談。

- 翌日よりシェルターの利用開始の承諾。
- 家具什器・布団代の支給を確認。
- ・位牌と職場の制服、貴重品を持参。

○その他(連携支援要請先)

セルフネグレクト・アルコール依存等の疑いあり。
岡山市心の健康センターの保健師へ連携求める。

○令和3年5月6日13時～強制執行の立合

- ・本人立合拒否(代わりに当法人)
- ・小銭と制服のキャップがでてきたら保管してほしいとあらかじめ頼まれる。
- ・**形見の真珠のネックレスとイヤリング、また両親の結婚写真や本人が生まれた頃、幼少期のアルバム写真等複数出てくるが、本人は必要ないという。(→ シェルターに位牌も持ってきたが、当方が促したから持参しただけで、本人は不要という。)**

○岡山市北区中央福祉事務所 担当:●●CW

→ 生活保護受給決定4月26日付受理。

一時建て直しのためのシェルター利用を容認。しかし、収入があるため家賃が2万円の安価のところに行けば、生活保護を脱却した自立した生活ができると提案され、また、あまり長期のシェルター利用を容認しないため、次の住まい先の速やかな提案を要望される。

○発達障害検査 於 県精神科医療センター

1回目:令和3年9月16日 2日目:令和3年9月27日
結果:令和3年10月28日(予定)

事例：家賃滞納による強制執行の30代女性



○課題：「住まいについて」

1) 強制執行により官報へ掲載されたことによる信用喪失

→家を借りるときの家賃債務保証の信用調査や新規で申請する融資で落ちる可能性が非常にあり、連帯保証人を用立てないと次の住まいを探すのは困難。

2) 緊急連絡人・連帯保証人の不在

→親族も知人もいない。

3) 発達障害の診断

→保健師からの情報共有で「壮絶な」いじめを経験しており、自分の特性についても自覚がある。診断結果によっては成年後見制度の利用を考えてもらう必要性も検討。



○今後について

発達障害の有無にかかわらず、彼女なりに一人で生きてきたことは事実であり、本人はゴミ屋敷の部屋で生活するのは、本当は嫌だったがそれ以上に、住まいを失うほうが怖かったという。誰に何を相談したらいいのか、自身の特性が邪魔をして支援につながりにくかった部分について、本人の特性だが、これを好転する機会として、彼女の長所であるところを生かしつつ人生の伴走者となる支援者を見つけることが望ましい。

診断結果によっては成年後見人の利用となる可能性はあるが、その制度利用を悲観的にとらえず、支援者が付くことによって、医療、住まいや就労をはじめとする身元引受人等の課題が明確にクリアされ、滞りなく本人らしく、自立した生活が送られると考えられ、成年後見制度利用が望ましい。本人をこれ以上、孤立させないための支援策の検討が重要。

一時的に居所を必要とする方への (シェルター) 事業

一時的な居住を必要とする方への(シェルター)事業について

■活動内容

支援を必要とする者に対し、低廉な料金で、必要最低限の家具等を備えた、一時的な住居を提供すること。また、必要に応じて、専門家による相談・支援を行い、生活保護や介護保険等の適切な支援につなげる。

■対象者

高齢者、障害者、母子、刑余者、被虐待者等の本人又はその家族等であって、**既存の制度や施設では対応できない一時的な住居（居所）及び専門家による相談・支援を必要とする者**

■事業目的

① 一時的な居住を必要とする方への分野横断的な支援

- 現行制度の「狭間」にある者を支援する観点から、国の生活困窮者自立支援制度（一時生活支援事業）ではなく、民間法人による自主事業として実施
- シェルターとしての専用施設を有さず、本法人が民間の賃貸住宅の空室を借り上げることによって必要な居室を確保し、シェルターを必要とする者に低廉な料金で貸し出す（一時利用）形で実施
- 本法人の人材・財源の可能な範囲で、助成金を活用しつつ、利用者による自己負担と地域のNPO法人等による寄付（食材料、日用品等）を主な財源として運営

② 他職種連携による事例対応・情報共有

- 利用者の支援にあたっては、異なる分野の支援者や行政と連携・情報共有
- 様々な事例に協力して対応することを重ねることで行政や異なる分野の支援者と協力関係を強化

③ 行政等における現行制度の運用の改善

- 制度の「狭間」にある事例への対応を通じて、行政の現状把握や課題分析、制度運用の改善につなげる

- 現行制度では対応が難しいケースの具体的な状況を把握し、その状況を行政とも共有することで、制度運用の改善につなげる
- 本事業が、制度と制度の間をつなぐ役割を担うことで、例えば、生活保護と住宅等、異なる分野の行政や業界の罅（かすがい）となり、地域の多様な支援者の円滑な連携を可能とする
- 本事業の取組成果やノウハウをもとに地域における他のNPO法人等の支援者に情報提供や助言・支援することで担い手を増やすことを目指し、地域に一定の受け皿を確保する

■活動の必要性

- 1) 岡山市内には、救護施設（1施設（定員90名））や国の生活困窮者自立支援制度に基づくシェルター等があるが、入所期間の長期化等によって、満室のために新規に受け入れられないことも少なくない。
- 2) また、空室がある場合でも、「男性の被害者が避難できない」、「妊婦の受け入れが難しい」、「一定年齢以上の男の子と母親は一緒に避難できない」等の理由によって、支援を必要とする者のニーズに合わないケースも見られる。
- 3) また、救護施設等の法令に基づく施設は対象者の範囲が法令で定められていること、生活困窮者自立支援制度に基づくシェルターは、運営主体がホームレス支援を主とする団体であることが多い。
- 4) 一方でシェルターを必要とする者は、高齢者、障害者、未成年、母子、DV、刑余者等多様であり、加えて、「障害の子を抱える母子家庭」等、**重層的な課題を抱える**ことも少なくない。
- 5) 本法人による取組は、対象者の範囲が限定されておらず柔軟な受け入れが可能であること、また、相談内容に応じて適切な専門家による対応が可能であることで、制度の「狭間」にある者の一時的な受け皿となり、**住宅や医療・福祉等の制度による支援につなげていく役割を担うものである。**

(参考)一時的に住居を必要とした方の(シェルター)利用実績

■実施期間：2017年5月～2021年3月 ※2021年3月19日現在

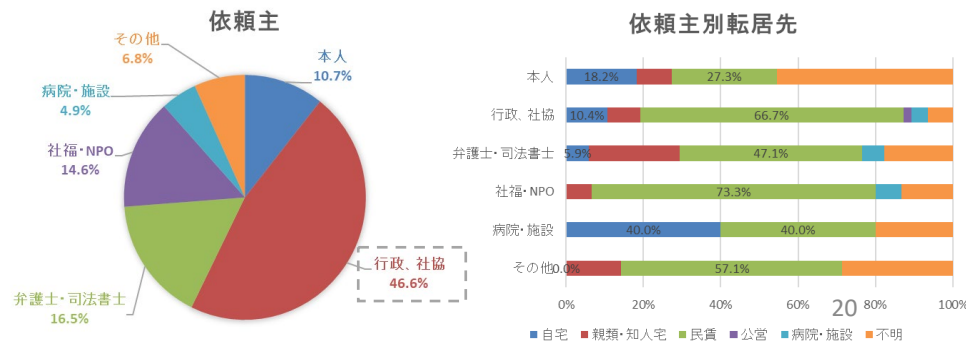
■利用世帯：93世帯(107名)延べ数

■利用者属性：高齢者、障害者、母子、刑余者、被虐待者 等

■依頼者：本人より10.7%

支援者等より89.3%

■転居先：民間賃貸58.3%、公営住宅1.0%、親類・知人宅10.7%
病院・施設3.9%、自宅9.7% 等

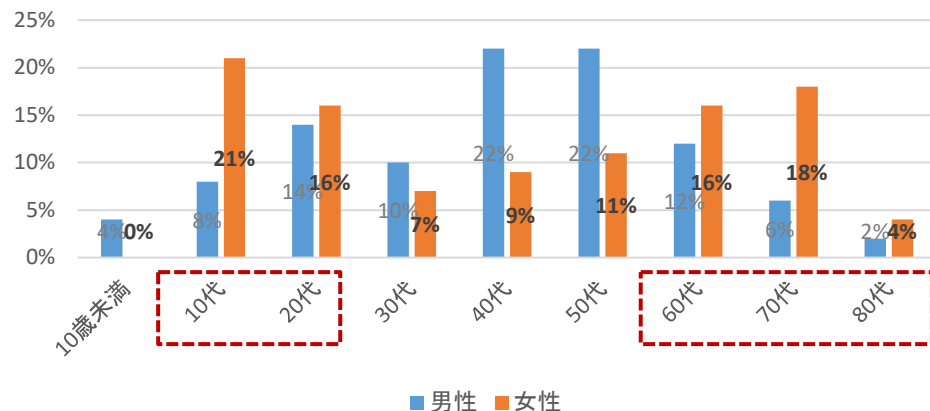


一時的な居住を必要とする方への(シェルター)事業について

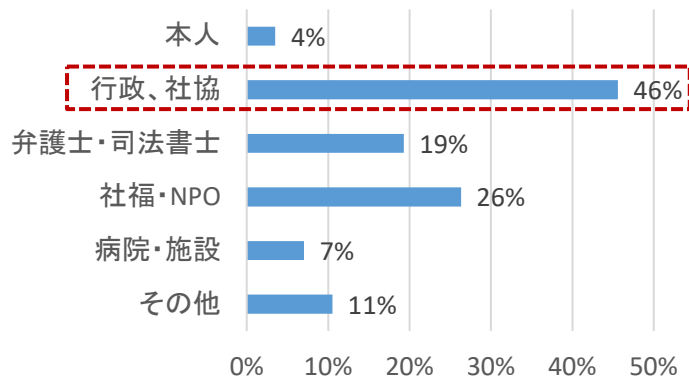
(女性)一時的に住居を必要とした方の利用実績

- 実施期間: 2017年5月～2021年3月 ※2021年3月30日現在
- 利用世帯: 93世帯(107名)延べ数
(同一人物による2回利用者4名(男性1、女性3))
内訳: 男性50名(46.7%)、**女性57名(53.3%)**
- 女性相談所より相談件数 3件
- 女性相談所を利用しなかった、できなかった理由(本人回答)
 - ・県外から避難してきた。・緊急性がないと断られた。
 - ・携帯電話の使用が施設内で認められない。
 - ・就職活動ができない。・精神疾患がある。
 - ・未成年の妊婦である。・妊婦である。 等

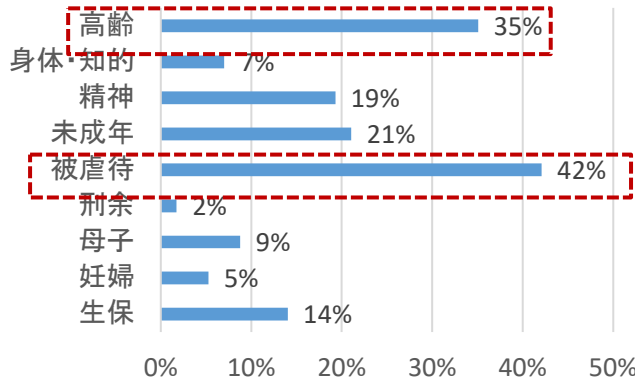
性別・年代別利用率



女性相談者_依頼人別



女性相談者_属性別(複数回答)



【利用総数】

■実施期間: 2017年5月～2021年3月

平成29年度(2017) 10名
(男性 8名、女性2名(20.0%))
平成30年度(2018) 26名
(男性12名、女性14名(53.8%))
令和元年度(2019) 40名
(男性18名、女性22名(55.0%))
令和2年度(2020) 30名
(男性12名、女性18名(60.0%))

⇒前年度比の女性の利用率が増加傾向

- ・女性の利用者の42%は同居する親族（配偶者・兄弟・子ども等）による身体的暴力・金銭的暴力・言葉による暴力によって避難するケースによる利用。
- ・類焼火災等のやむを得ない事情（物理的損失）により住まいを喪失しても公的施設の利用につながらないケースがある。
- ・公的施設の入所の場合、本人の関係性や自由までも入所すると制限があるため、本人が望まないケースがある。
- ・高齢者は自ら次の住まい先を探す力が希薄であり、救護施設等へ入所しても、次の住まい先について「支援」がないと退所することが難しい。

施設利用中に「住まい」「暮らし」に向けた行動を起こしにくい、公的施設への利用の足枷になっている。
施設利用後の「出口に向けた支援」は、本人の「力」だけでは困難であり、また単体の支援者だけでも困難ケースがあるため、本人に寄り添った柔軟な支援と連携した支援体制の構築が必要

住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）【厚労省資料を一部改変】

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者
関係者の連携	居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★					
ハード面の供給	保護施設★ 無料低額宿泊所等	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム▲ 養護老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有料老人ホーム★ サービス付き高齢者向け住宅★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲ (※2) 福祉ホーム★		婦人保護施設● 婦人相談所一時保護施設● 母子生活支援施設★	
	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★					
	民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度):①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②専用住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★【新設】(※1)					
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度):①居住支援法人による家賃債務保証●、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
	家賃債務保証会社(民間):①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録☆、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
入居支援等 (相談、住宅情報、契 約サポート、コーデ ィネット等)	居住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】●(※1)					
	総合相談 居住の安定確保支援事業 (生活保護受給者)★	総合相談 生活困窮者自立支援制度(居住支援)★ 安否確認 介護予防・日常生活支援総合事業 地域支援事業▲ 〔高齢者の安心な住まいの 確保に資する事業〕	総合相談 地域移行支援▲ 契約援助 地域生活支援事業 (居住サポート事業等)★	総合相談 母子・父子自立支援員★	総合相談 婦人保護事業★	総合相談 児童養護 施設退所 者等に対 する自立支 援資金貸 付事業●
生活支援 の提供	保護施設★ 一部の無料低額宿泊所等	介護 介護保険サービス▲	介護 障害福祉サービス等 (居宅介護・地域定着支援等)▲	生活援助 ひとり親家庭等 日常生活支援事業★		
		契約援助 日常生活自立支援事業		総合相談 ひとり親家庭等 生活向上事業★		

(※1)新たな住宅セーフティネット制度については、関連法案を平成29年2月3日に閣議決定、4月26日に公布。

(※2)課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設予定(H30年度～)

(※3)高齢者向けの施策として、上記のほか「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」により、①住まいの確保支援、②入居支援及び生活支援を実施(H26～)

【施策】	【実際の措置等】
国・道・府・県・市・町・村	☆: 国
都道府県	★: 都道府県、市町村
都道府県	●: 都道府県
市町村	▲: 市町村

① 官民相互の連携支援基盤の構築の必要性

DVをはじめとする女性が抱える問題は複雑かつ深刻化し、多様な困難に直面することによる社会的に孤立等生きづらさを抱える女性に向けた支援を進めていく上で地方公共団体、福祉事務所、各医療保健福祉事業者、各NPO団体等をはじめとする官民連携の各関係機関との密な連携が必要不可欠である。そのため、柔軟かつ専門的な支援などの横断的な官民相互の連携の基盤構築が必要。

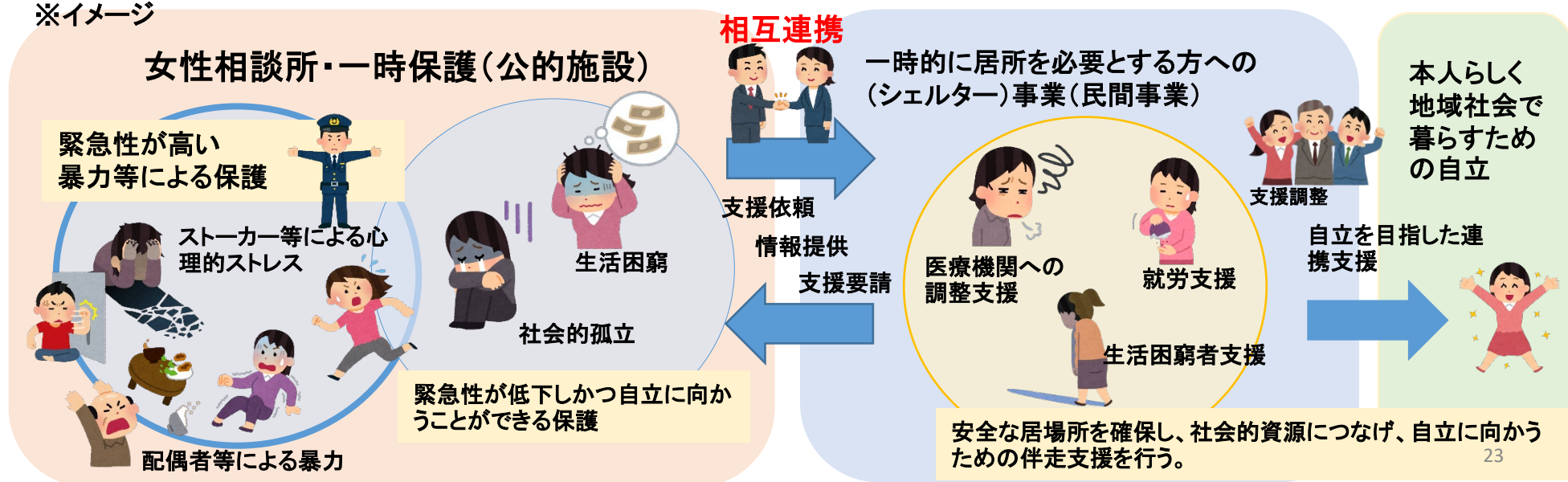
② 多様な困難に直面する女性に寄り添うための専門性を持つコーディネーター力

同じ女性であっても、若年・婦人・高齢者等によっても主となる支援を求める専門性が異なるため、本人を中心とした課題整理・支援者調整をする、法律や制度等に関する知識や地域資源に関する情報把握、各種支援のコーディネーターの人材配置も必要。

③ 地域社会で暮らすための自立に向けた伴走型出口支援

多様な課題を抱えた女性の心に寄り添い、社会的孤立を防ぐために、退所・退室後も「心のよりどころ」となり、相談ができるよう、アフターケアをはじめとする伴走型の出口支援が必要。

※イメージ



うてんて食堂

- 住まいと暮らしに困りごとを抱え、孤立しやすい、地域で暮らしているすべての方（高齢者、障害者、刑余者、被災者、ひとり親世帯、生活保護受給世帯など）を「地域居住定着要支援者」と定義。
- 地域居住定着要支援者が、地域住民の1人として、日常生活上の様々な困りごとを抱えつつも、地域住民や支援者とのつながりや支え合いの中で暮らし続けられる地域づくりを目指す。

地域居住定着要支援者の現状

- ・ 人間関係の希薄さから地域で孤立
- ・ 暮らしの中で生じる様々な課題や悩みを1人で抱えやすい
- ・ このため、地域内では先入観や不安、偏見、無理解等を生みやすい
- ・ このことは、地域で住まいを確保しにくいことにも繋がっている

支援者や地域の現状

- ・ 地域住民向けに広く開催される行事・催物には、要支援者は参加しづらい
- ・ 一方で、要支援者向けに開催されるものは、一般の地域住民は参加しづらい
- ・ 住民と要支援者の交流を支える専門職が少ない
- ・ 住民の自発的な活動は、継続性が難しい

要支援者が、日常生活上の様々な困りごとを抱えつつも、地域住民の1人として、地域で暮らし続けるために

- ・ 地域住民も、要支援者も、誰もが参加できる交流の場の立ち上げ。その際、専門職のサポートによる交流を支援。
- ・ 必要に応じて、居宅への訪問等のアウトリーチにより地域定着を支援。

住まいと暮らしに困り事を抱えている人の居住定着を目指した相互支援・相談支援事業

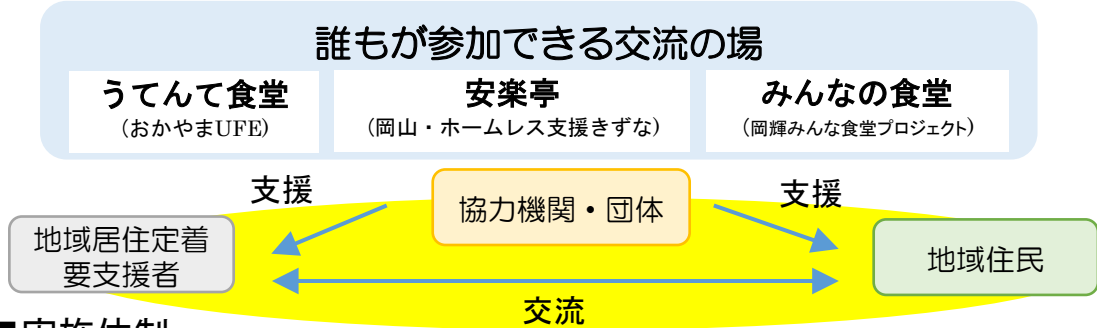
- ◎「食」の機会を活用した既存の交流場で、対象者を限定せず、地域の住民が気軽に参加できる場としての取組を行う
- ◎人と人をつなぐための専門的な関わりができる人材を交流場に置き、相互支援体制の構築や相談支援を行う
- ◎必要に応じて居宅訪問を行う(アウトリーチ)
- ◎相談内容や対応状況を調査・分析し、公表する

誰もが参加できる交流場の運営

■目的

地域居住定着要支援者と地域住民が日常的に支え合える環境づくりを行い、必要時応じて、社会福祉士等が支援を行いながら、地域居住定着要支援者と地域住民がお互いに理解し、孤立の解消を目指す

■実施体制



■実施体制

- 【相談支援】

 - ・交流場での関わりの中から困りごとを把握(顕在化)させるための支援
 - ・必要な支援機関・サービスへのつなぎ
- 【居宅訪問】

 - ・交流場で課題が明らかとなった人の居宅訪問
 - ・継続的な居宅訪問は、交流場に来ている地域住民や協力団体にも協力を依頼

【役割分担】

	提案 団体	担当課
交流場の提供・運営	○	
相談支援・訪問支援	○	
事業、交流場の周知	○	○
協力先の開拓	○	
関係部署や地域への協力依頼	○	○
相談支援や訪問支援の内容の充実	○	○
居住支援についてのニーズ収集・提案	○	
将来的な行政施策に向けての情報収集		○

- (その他)
- 定例会開催: 各交流場の状況報告、事例や課題の検討・共有
 - 事務局業務: 統計、定例会等通知・議事録、チラシ作成、ニュースレター作成・発行

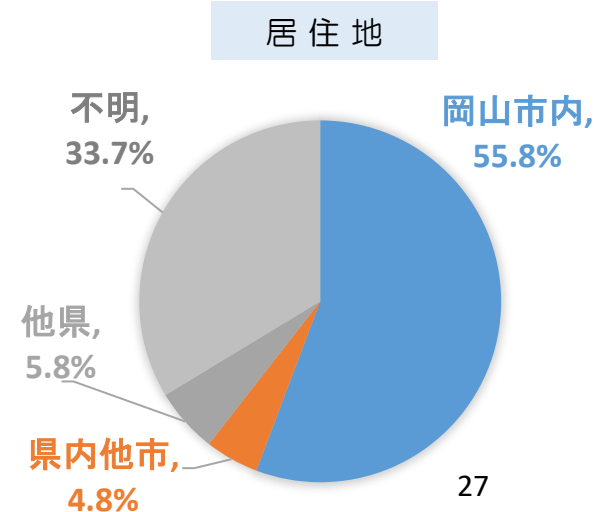
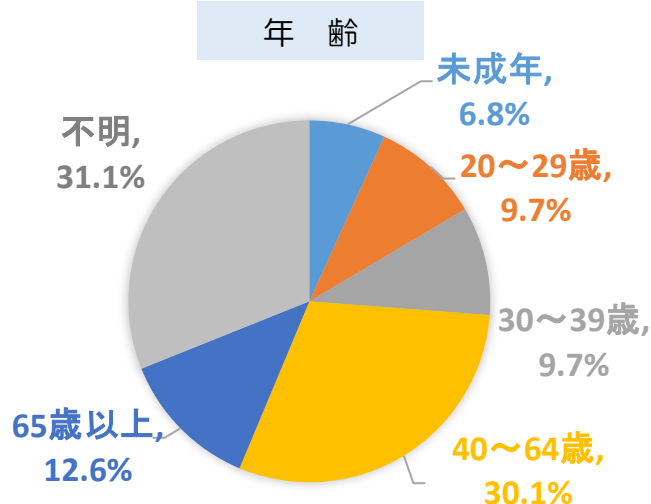
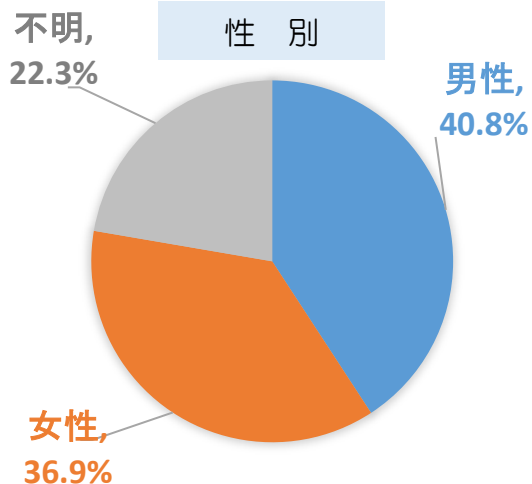
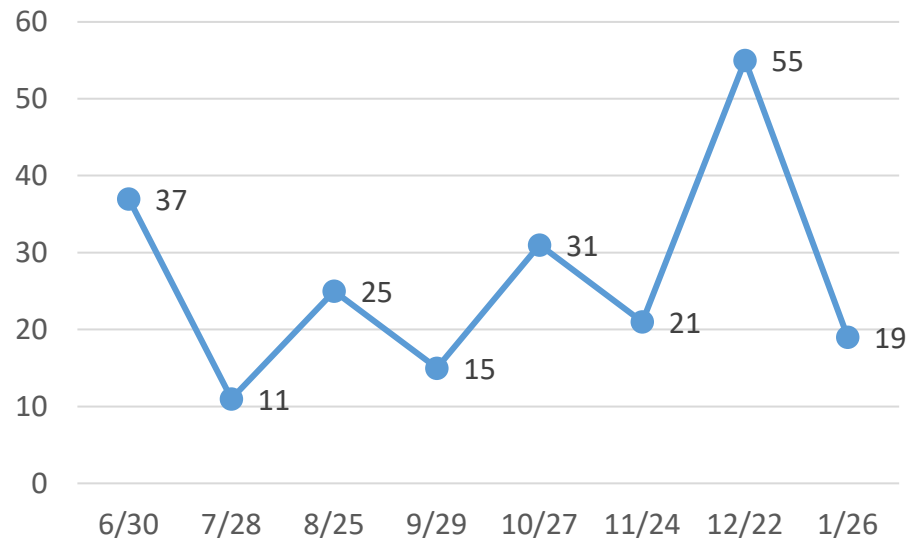
- 異なる分野(生活困窮、障害、住宅、福祉等)で活動し、それぞれの専門性を有する多様な関係機関が連携することにより、地域居住定着要支援者が抱える多面的な課題に対し、効果的・効率的に取り組むことが可能となる。
- この事業では、合同提案団体であるNPO法人を中核に、地域居住定着要支援者が地域住民の1人として人間関係が築かれ、日常生活上の様々な困りごとを抱えつつも、地域住民や支援者とのつながりや支え合いの中で暮らし続けられる地域づくりに取り組むが、将来的には、それぞれの地域(小学校区単位程度)において、それぞれの社会資源(住民組織、NPO法人等)を活かして、このような地域づくりに取り組まれることを目指す。

「うてんて食堂」の取組（平成30年度岡山市市民協働推進モデル事業）

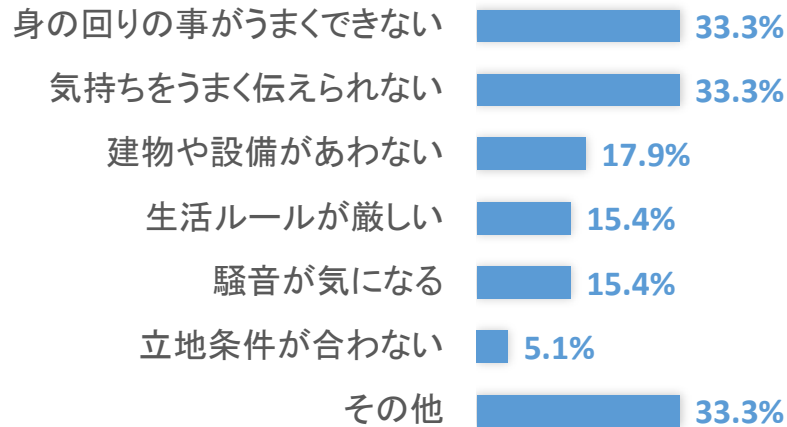
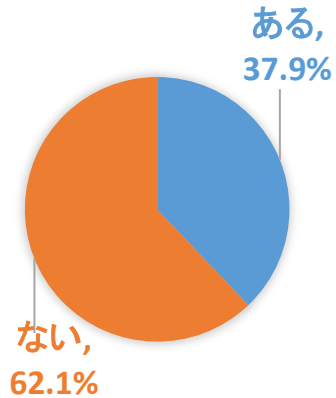
【概要】

- 「うてんて食堂」は、大人や子ども、高齢者や障害者など、誰でも気軽に参加できる食堂です
- 一緒に食事をしたり会話をする事を通じて、お互いを知るきっかけを作り、日頃から困りごとを相談したり、支え合える地域づくりを目指しています
- 社会福祉士などの専門のスタッフが、楽しい雰囲気づくりや分からないことの相談など、必要に応じてお手伝いをしています

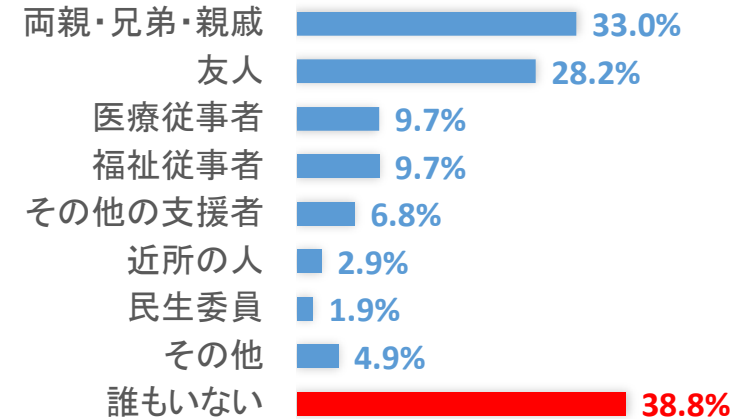
利用者数の推移



不安や困りごと



困りごとを相談できる人



【自由記述】

（その他の困りごと）

- 近所の交流がないのは、静かでもいいのですが、災害がある時は不安
- 持ち家のメンテナンス、ご近所に高齢の方が多い
- 片付けできない
- 1階に住みたい

（何か伝えたいこと（その他の自由記述））

- 大変刺激になりました。どうもありがとうございました。
- いろいろと形を試していきながら継続的に事業を進めていくことが地域に根差したものになると思います。
- 様々な人が集まれる場所だったので、このようなところが増えればよいと思いました。
- 蔵の財より身の財より心の財を大切にしたい。これでの人脈を生かしたい



うてんて食堂×劇団京山公民館
「うらじゃ鑑賞会」



年末の「お餅つき会」

- 住宅や生活、仕事、家族、健康など、「暮らしずらさ」の根源となるような困りごとや悩みは、専門職であっても、信頼関係が成立していなければ、相談に至らない
- 一緒に食事をするを通じて、人間関係づくりを目指すものだが、本人のこれまでの生活スタイルや嗜好により、一人で食事をする(孤食)ほうが落ち着くという人も少なくない

→ 相談しやすい実施方法や工夫が必要

- 高齢者や障害者をはじめ、住宅確保要配慮者が地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護の専門家だけではなく、地域コミュニティ(隣人、商店主、自治会長等)による理解やサポートが大切
- 一方で、これらの方々とのトラブルをきっかけに孤立する傾向がある

→ 人間関係づくりを緩やかにサポートすることが必要

- 地域には、子ども食堂やみんな食堂など、他団体が行う複数のコミュニティ食堂があり、「コミュニティづくり」や「暮らしずらさの解消」という共通の目的があるが、個別に活動しており、お互いの活動状況も分からない

→ 多面的な課題でも、より適切に支援できるよう連携が必要

継続して活動を行うことによる、スタッフとの信頼関係の構築から

お待たせ
しました!

うてんて食堂 「再開」します!

毎月**最終土曜日**開催予定

「コロナ禍」ですが、
感染拡大防止に注意して、みなさんをお待ちしています。



コロナによって、住まいやいつもの暮らしの困りごとを抱えていますか。
誰にも話せずひとりで悩んでいませんか。地域で暮らしているすべての方が、地域住民の1人として、
日常生活上の様々な困りごとや悩みを、地域の皆さんとのつながりや支え合いの中で、暮らし続けられる
地域づくりを目指しています。

開催日 毎月最終土曜日
11時30分から14時まで
(令和3年度)

5月29日	6月26日	7月31日	8月28日
9月25日	10月30日	11月27日	12月25日
(令和4年)	1月29日	2月26日	3月26日

場 所 うてんて
岡山市北区東古松2-2-9



参加費 おとな300円 子ども無料

メニュー 月替わり
(例) 4月 肉じゃが、お弁当の配布です。

© OpenStreetMap contributors

ボランティアサポーターも大募集!

- 人とお話することが好きな方
 - 調理することが大好きな方
 - お弁当の配布のお手伝いをしてくれる方
 - 調理器具の後片付けをお手伝いしてくれる方
- 

お問い合わせ NPO法人おかやまUFE TEL 086-231-0841
岡山市北区東古松4-4-22-501 sumasapo@utenti.click

LINE



平成30年度 国土交通省 スマートウェルネス住宅等推進事業 (一般部門)
「うてんて」から育ちまちづくり事業 ~誰もが安心して暮らせる未来へ~の一環で事業を行っております。

うてんて食堂 ~ご理解ご協力のお願い~

○「うてんて食堂」は、地域の皆さんが誰でも気軽に参加できる食堂として、平成30年5月からスタートしました。新築「うてんて」工事に伴い、お休みをいただいておりますが、令和3年4月より再開することになりました。

○地域には、高齢者、障害者、刑余者、被災者、ひとり親世帯、生活保護受給世帯など、住まいや暮らしに困りごとや悩みを抱えながら暮らしている方がいます。

○こうした方々は、悩みごとを誰かに打ち明けられなかったり、他の地域から移り住んだために相談できる人がいなかったり、様々な理由で、悩みを一人で抱えていることも少なくありません。

○隣近所のお付き合いも希薄になりつつある中、地域の皆さんと一緒に食事をするを通じ、お互いを知るきっかけとなり、日頃から困りごとを相談したり、支え合える環境づくりを行うこと、それが「うてんて食堂」です。

○コロナ禍で、皆さんと一緒に食事やお話をしながらの楽しい雰囲気と一緒に過ごすことは難しいですが、今までと変わらず、「うてんて食堂」には「相談員」がいます。わからないことや困りごとは相談に応じます。

○この事業は、住まいのことや医療・介護、高齢者や障がい者に関することなど、各分野で活動し専門性を有する多くの関係機関が協力して実施しています。

○地域で暮らす方を知ることだけでも誰かの支えになることがあります。お互いを知ることは地域を育む第一歩です。

困りごとや悩みがある方もない方も、おひとりでもご家族でも、ぜひお気軽にお越しください。



お越しの際には、①マスクの着用、②手の消毒、③検温検査の感染症対策にご協力をお願いします。

うてんてから始まるみんなの助け合い (フードバンク拠点事業)

衣類を着ること、食事をすること、住居で暮らすことは、生活していく根幹

○誰もが安心して地域で暮らし続けるためには、地域社会の中に、自分の居場所や生きがい、コミュニケーションが取れる人がいて、誰かにちょっとしたことでもお話ができること。また、社会とのかかわりの有無、濃淡によって支援につながれるかどうか分かれてしまうのが現状。

○住まいと暮らしに困りごとを抱え、孤立しやすい現代社会、地域で暮らしているすべての方を地域住民の1人として、日常生活上の様々な困りごとを抱えつつも、地域住民や支援者とのつながりや支え合いの中で暮らし続けられる地域づくりを目指すために「うてんてみんなの助け合い事業」を始めます。

○法人でも個人でも関係なく、誰もが地域で暮らすみんなのための支援者となり、また、法人でも個人でも関係なく、誰もが必要なものを受け取ることができるみんなの助け合いの地域拠点として、みんなで無理せずできる支援、また人との関係づくり、気軽に行ける環境整備を構築し、「安心」と「信頼」を積み重ねて、地域みんなの心に寄り添う活動をはじめます。

必要な方への物資のお渡し



子育て世帯、高齢者、障害者、子ども食堂や支援をしている団体等、食料や衣料品等の物資を受け取りに。支援物資の受け取りと合わせて子どもに発達障害がある可能性の不安の相談や、近隣で虐待等の疑いがあるケースなどの相談もあります。

→ ボランティア参加者: 高齢者、障害者、弁護士、行政職員、社会保険労務士、警察官、精神保健福祉士、大手ハウスメーカー、銀行員、ダンス講師、ヨガインストラクター等、地域に暮らすお手伝い者です。



個人や団体等による寄付や寄贈



高齢農家さんが作ったお野菜や、趣味で育てた果物をはじめ、それを冷蔵できるように、企業さんからいただいた業務用冷凍・冷蔵庫、作業所等で作成したマスクや、化粧品メーカーからの石鹸やシャンプーメイク落とし等の衛生用品、小売業者からのフードロス商品等、個人から企業まで、数多くの方に支えられて、活動を続けています。

うてんてから始まるみんなの助け合い事業(フードバンク拠点事業)



誰もが安心して地域で暮らし続けることができるように、みんなで支え合う地域づくり



食材を「うてんて」でお渡しします。 食材を「うてんて」でお預かりします。

- 住まいや暮らしに困りごとや悩みを抱えながら暮らしている方の「暮らしの安定」につながる取組の1つとして、フードバンクや食品ロスの取組を行う企業や団体と協力し、食材を必要とする方につなげていく活動を行います。
- ご飯を食べることは、心穏やかな暮らしの源です。食材を必要とする方は、お気軽にお越し下さい。
- 農家さんや趣味で野菜をおつくりの方など、食材を提供いただける方も大歓迎です。子ども食堂、生き生きサロン等の活動で、食材が必要な方もご相談下さい。



食材提供・お預かり先



場所

〒700-0921
岡山市北区東古松2丁目2-9 うてんて101

食料配布・お預かり 無料

提供日時 毎週月曜日から金曜日 10時から15時まで

■事業協力団体

誰もが安心して、地域で暮らし続けることができるように、連携を図って取り組んでいます。



一般社団法人
ジャパン・フードバンク・リンク

一般社団法人ジャパン・フードバンク・リンク(略称: JFBL)は、スーパーマーケットや食品製造業などの食品事業者と、食品を受け取りたいフードバンクや福祉施設などの団体を有機的に結びつけ、食品の需要と供給のマッチングを行う団体です。52社の食品事業者と47団体のフードバンク等(2021年3月現在)で活動しており、2020年は瀬戸内エリアで推計200トンの食品ロスを削減しました。食品を必要としているフードバンク等がスーパーマーケットの店舗へ直接引取りに行く「ハローズモデル」を株式会社ハローズ様と共同で開発し、今まで提供の難しかった消費期限の短い日配品および青果の提供が可能になり、子ども食堂や福祉施設といった食事を提供する団体の方々には大変喜ばれております。施設近隣の店舗より食品提供が行えるため低コストであり、持続可能な食品ロス削減に貢献したとしてこの取組は農林水産省および消費者庁に高く評価をいただいております。入会金および年会費は完全無料のボランティアとして活動しており、ご協力くださる食品事業者様および食品を受け取りたいフードバンク等の団体様を募集しております。



NPO法人
フードバンク岡山

フードバンク岡山は、企業や生産者、個人から食品を無償で受け取り支援団体に提供します。私たちが受け取る食品はすべて賞味期限内であり品質の保証がされている食品です。それらの情報を随時、岡山県内で活動する支援団体(ホームレス支援、児童養護施設、障害者施設等)に提供しています。また緊急で食糧支援が必要となった場合は、保管してある食品をお渡しし、支援しています。これらの活動を、地域のNPOと協働で行うことにより、ただ食品を渡すだけではなく、支援団体へと繋げ、困窮状態から脱する事ができるように活動しています。併せて、食品ロスそのものの削減についての啓発にも力を入れています。食品ロスの削減は、食べ物、労働、人間を大切にすることへとつながっています。



フードシェアリングジャパン

フード・シェアリング・ジャパンは、岡山県内で唯一、食品を配達するフードバンク団体として、2018年3月から開始しました。県内の70を超える福祉団体や児童養護施設、子ども食堂などに寄付をしています。食品を配達するその機動力は、岡山市主催「協働まちづくり賞」や農林水産省協賛「第7回食品産業もったいない大賞」を受賞するなど、高い評価を受けています。また、世界のフードバンク活動の発信とその実現も行なっています。



岡山市社会福祉協議会

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法に位置付けられている組織であり、地域福祉を推進する中核組織として、全国の都道府県、市区町村に設立。岡山市社会福祉協議会では寄り添いサポートセンターを運用しており、生活、仕事、家計など福祉や暮らしの困りごとの相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。



マックスバリュ
西日本株式会社

賞味期限内のお米や加工食品をフードバンク事業に提供することにより、食品廃棄物を削減し、同時にボランティア団体(NPO)・社会福祉法人を経由して必要とする人に役立っています。

お問い合わせ先

営業時間: 10:00~15:00
定休日: 土日祝・年末年始・お盆の期間

(運営) NPO法人おかやまUFE

〒700-0921
岡山市北区東古松4-4-22-501



086-231-0841
0800-200-7900

Mail sumasapo@utenti.click



LINE

「住まいの確保」から地域への定着、自立までの取組を通じて

転居する事情の発生

Step1 住まいの確保

Step2 暮らしの安定

Step3 地域への定着

【シェルター事業】 一時的に居所を必要とする方のための事業

【相談事業】 住まいと暮らしのサポートセンターおかやま

【居場所活動】 うてんて食堂・あおば食堂

【当事者活動・居場所活動】 よるカフェうてんて

【互助活動】 うてんてから始まるみんなの助け合い（フードバンク・フードドライブ事業）

水谷賢理事長より、

私の事務所、弁護士法人岡山パブリック法律事務所では、およそ700人の高齢者や障がい者の成年後見人という活動をしています。判断能力が無くなったり劣ってくると、ひとり暮らしがなかなか出来ず、住む所も困ってしまいます。必要な支援を受けられないままでは、自宅はゴミ屋敷のように、荒れ放題になり、そのまま放置されてしまうこともあります。

ひとり暮らしの高齢者や障がい者への見守りなどの支援が必要となる中で、成年後見制度による法律的な支援や相談だけでは限界があります。そこで私たち弁護士も「特定非営利活動法人おかやまUFE（ウーフエ）」のさまざまな活動に協力をして、地域保健医療や福祉、年金など様々な専門家や不動産業者など、民間企業の力も借りながら、そして障がい当事者自身の力も借りながら、この事業に取り組んでおります。

地域の中で誰もが安心して自分らしく暮らし続けることが出来るよう、地域のことやお互いのことをみんなで一緒に考え、協力しあい、ご理解・ご協力をいただけたら大変うれしく思います。